

明末杭州の雲棲寺に関する覚え書き

——地方志の記述を中心にして——

桂 華 淳 祥

一はじめに

明代における宗教政策は、洪武年間、宋代以来の諸制度を多く踏襲して、統制の制度が細かく定められ、以後一代を通して抑制の方向で行われた。¹ このような状況の中で仏教界がどのように変貌し或いはどのように展開していくのか、興味あるところである。そこでこのような問題を具体的に明らかにするための基礎作業として、宗教活動の中心となる寺院の状況の把握を目指した。

ところで宋代以後の地方志にはどれにも寺觀の項が設けられており、そこには寺觀の名称・所在地・建置年次・沿革などが記録されていて、宗教史、とりわけ寺院や道觀の動静を見るうえで有用である。特に明代以後に編纂されたものは多く、当該時代の寺院の動きを見るには同時代の資料として貴重である。

このような観点からまず地方志を中心とし、寺志をも併せて関係資料の検索・蒐集を進めてきたが、それらは相当量に及ぶため、地域を江南に限定したとはいえ、網羅的な検索と資料の抽出にとどまり、得られた資料についての考証や社会の動きとの関係の検討にまでは至っていない。したがって本稿では、その過程で得られた知見より、杭州の雲棲寺に関するものをまとめ、若干の留意点を付して報告とし、今後の研究に期することとする。

雲棲寺は『支那文化史蹟』第四巻に「寺は、杭州城外南方二十支里五雲山下に在る。外に崇門なくして、一の亭がある。ここより寺域に入る細流に沿い、天を摩するが如き修竹の間を過ぎて、一径通ずる。その幽邃なる、西湖附近の諸寺院中、之に比すべきものがない。幽徑の窮る所、山に背いて、雲棲寺がある。狹隘なる谿間に建てられてるので、層を爲して重疊する。吳越王の創建である。明の蓮池大師株宏、ここに卓錫せる時、清規整肅、その名聲内外に高かつた。蓮池大師は、蓮社念佛第八祖の位置を取る。大殿の現今（大正十一年へ一九三〇十二月十四日）の規模は頗る小い。阿彌陀佛を中尊とし、左右の壁側に、高く二十四天像あり、中央背後の壁側高く、十大弟子と六方六佛を安じてある。背後の祖師殿は二部より成る。高きは、蓮池大師の木像二個を安じ、低きは夫人像を安せりとて、紅帳を下してある。」と写真を付して紹介されているように、杭州城外南方に位置する寺院で、吳越王の創建といわれ、明末に蓮池大師株宏が住したこととで知られていて、以後近代まで存続していた。²

この雲棲寺の活動に関しては、株宏の思想及びその教化活動を中心にして詳しく述べられているが、ここでは寺院

自体の歴史的変遷及び展開という視点から捉えるべく、明末の動きに焦点をあわせて地方志と寺志の記事を見ていきた

い。

二 雲棲寺に関する地方志及び碑記の記事

『武林梵志』⁴及び地方志⁵の寺觀の項に見える雲棲寺の記事は次のとくである。

雲棲寺、在梵村天柱寺旁、禪師株宏嘗伐茅建庵於此、爲遠近宗仰、後掘地有碑、即古雲棲寺也、陶望齡・董其昌有記、株宏自爲記云、

として陶望齡撰「杭州雲棲禪院法堂記」・董其昌撰「重建雲棲禪院碑記」・株宏撰「重修雲棲禪院記」を載録。

（『武林梵志』卷二）

雲棲寺、在梵村天柱寺旁、禪師株宏嘗伐茅建庵、爲諸方所宗、後掘地有碑、卽古雲棲寺也、陶望齡・董其昌皆有記、として陶望齡撰「杭州雲棲禪院法堂記」・董其昌撰「重建雲棲禪院碑記」を載録。
（萬曆『錢塘縣志』紀制）

雲棲寺、在梵村天柱寺傍、禪師株宏伐茅建庵於此、後掘地得碑、卽古雲棲寺也、株宏自記、

として株宏撰「重建雲棲禪院碑記」の抜粹を載録。

雲棲寺、在梵村天柱寺旁、明隆慶中禪師株宏嘗伐茅建庵、德行高逸爲諸方所宗、後掘地有碑、卽古雲棲寺也、馮夢禎・陶望齡・董其昌皆有記、株宏亦自有記、康熙三十八年・四十二年・四十四年聖駕三幸其寺、御書雲棲及松雲閣三字、

として株宏の「重建雲棲禪院碑記」に加えて、それまでには載録されていなかつた馮夢禎撰「雲棲蘭若志」と清代に入つてからの「嚴沆送本金法師住雲棲寺詩」を載録。

雲棲寺、在梵村西湖志、^{アマ}乾祐五年吳越王建、治平二年改棲眞院咸淳志、明隆慶中禪師株宏建庵、掘地得碑、卽古雲棲寺也、復舊名浙江通志、（以下省略）

（康熙『錢塘縣志』卷一四）
（光緒『杭州府志』卷三五）

明清時代の地方志で最初に雲棲寺を掲げているのは萬曆『錢塘縣志』であり、同時期に撰せられた『武林梵志』も、載録の碑記として株宏撰「重修雲棲禪院記」を加えている他は、ほぼ同様の記事である。以下の各地方志も、おおむねこの記事を踏襲し、さらにそれぞれ載録または提示した碑記或いは地方志の記事によつて来歴を示していると思われる。ちなみに嘉慶『大清一統志』には

雲棲寺、在錢塘縣五雲山西、吳越建、宋治平二年改名棲眞院、後廢、明隆慶五年、僧株宏結庵於此、掘地有碑、卽古雲棲寺也、詳見株宏自作寺記中、本朝康熙中、聖祖仁皇帝臨幸四次、（以下省略）

（嘉慶『大清一統志』卷二二七 杭州府二 寺觀）

とあり、また光緒『杭州府志』が典拠としている『咸淳臨安志』⁸と『浙江通志』⁹にはそれぞれ次のように見えている。
棲眞院、乾德五年吳越王建、舊名雲棲、治平二年改今額、

（『咸淳臨安志』卷七七 寺院三）

雲棲寺、在梵村、禪師株宏伐茅建庵、於此宏本諸生姓沈氏、初雲棲山居五雲之西、徑曲林幽四山圍合荒僻人跡罕至頻有虎患、隆慶五年株宏行脚南還愛其寂寥趺坐壁閒、虎卽避去值歲大旱禱於山應時而澍村之民大悅、後其教大行、愚夫愚婦皆知有蓮池大師之名、

ここに示される雲棲寺の明末までの沿革は、「宋の乾德五年（九六七）、吳越王錢氏の創建で、元の名を雲棲といい、治平二年（一〇六五）、棲眞と改めたがその後荒廃した。下つて隆慶五年（一五七一）、株宏がこの地に庵を結び、後に地中より碑を得て昔日の雲棲寺であることを知った。」ということである。

一方、碑記としては各地方志が挙げるよう、株宏をはじめとする明末の文人の手によるものがあり、それらは『雲棲記事』碑記の項にまとめて載録されている。¹⁰

重建雲棲禪院碑記 董其昌撰 萬曆三二年九月

杭州雲棲禪院法堂記 陶望齡撰 萬曆三七年三月三日

雲棲蘭若志 馮夢禎撰 萬曆五年孟春之望

重修雲棲禪院記 株宏撰

（不詳）

復古雲棲寺記 株宏撰 萬曆三七年正月

このなかで明末雲棲寺創建に至るまでの経緯を最も詳しく述べているのが「重修雲棲禪院記」であり、次の如く記す。

宋乾德五年、有僧結菴以居、鳩多虎、僧至、虎輒馴伏、世稱伏虎禪師者是也、吳越王錢氏爲之建寺、而雲棲於是創始矣、禪師一號大扇和尚、諱志逢、初築室五雲之頂、天禧中、降敕賜真濟院、遂并闢雲棲天池二院而成三刹、後治平二年改號棲眞、今曰雲棲者、復古也、（略）紹興初、有餘知閣者、扈蹕南渡、隱於寺側、後捨宅歸寺、聖朝弘治七年、霖雨發洪、廬宇經像隨水漂蕩、僧稍稍散去、頽蓋者僦居民莊、而故院遂蓁莽、父老過之、傷感垂涕、衛將軍玉溪楊公、暨子念堂君、雅嚮三寶、時募僧重修、而頻苦虎患、居無何卽引去、隆慶五年、株宏行脚南還、愛其岑寂、

（康熙『浙江通志』卷二〇 寺觀 杭州府）

孤形隻鉢、趺坐圯壁閒、太學生陳如玉、李繡等爲之構靜室三楹、

これによれば、前記地方志の記事に加えて、

天禧中、真濟院という額を賜わったこと。

治平二年（一〇六五）棲眞と改めたのち、紹興（一一三一～六二）の初、宋室の南渡に従つた余知闇という者が、隱棲していた寺側の居宅を帰捨てたこと。

明の弘治七年（一四九四）、天災で殿宇經像を失つたことから住僧は次第に去り、老人のみが民家を借りて生活する有様で、寺は次第に荒廃していったこと。

その後、楊公等によつて復興が試みられたがかなはず、隆慶五年（一五七一）、株宏が來たつて結庵して復興することとなり、太学生陳如玉・李繡等によつて静室が建てられたこと。

など、より詳しい事情を知ることができる。また「重修雲棲禪院記」より約三十年後の萬曆三十七年に、同じく株宏が撰した「復古雲棲寺記」では、

予始入梵山之雲棲也、父老謂予、茲寺爲洪水漂蕩、計今將百年、彼時無力營葺、墟其地、廬於半道、曰棲眞別院、予猶及見一僧居之、而棲眞繫在冊籍^a、雲棲則山氓野樵所常稱也、予仍其便、以雲棲名庵、蓋三十餘稔矣、逮閱咸淳臨安舊志、則雲棲者、宋藝祖乾德五年、吳越王錢氏所建、至英宗治平二年、乃易之以棲眞、詳見錢塘寺觀類中第十五葉、予仍雲棲、暗與古合、事固有適然者、曩嘉隆之季、萬曆之初、修郡志者、據近而不稽遠、今復焉、無亦宿緣使之然歟、予旣有感於無心合古、又重有感於古今沿革靡常、寥寥平靈蹤勝蹟久淪而未彰者何限也、吾郡古曰杭州、已而曰臨安、後復爲杭曰古杭、今寺亦爾、因額以古雲棲寺、而識其歲月云、

と『咸淳臨安志』の記事も引用して雲棲寺の名の由来を述べており、その経緯が知られる。これら各記事によつて雲棲寺の歴史をみると、寺名としては一応の来歴はあるものの、ここにみる雲棲寺は実質的には株宏の時の創建ということ

になろう。

なお「復古雲棲寺記」には、棲眞別院が係帳寺院であったこと（傍線a）や、同年に編纂された萬曆『錢塘縣志¹²』を含む歴代地方志の記述について触れる部分（傍線b）がある。それぞれに係帳寺院の実状や地方志編纂のあり方を知る手掛りとして指摘しておく。

三 雲棲寺に関係のある寺院

〔上方寺〕

上方寺、在溜水橋西、僧株宏重建、内鑿放生池、株宏有記、

上方寺、在溜水橋西、僧株宏重建、内鑿放生池、又北門長壽庵、亦鑿放生池、皆自爲記、

（萬曆『錢塘縣志』卷一〇 紀制）

上方寺、溜水橋西、蓮池大師建、内鑿放生池、今圍入駐防城内、

（康熙『杭州府志』卷三五）

株宏が重建して放生池を鑿つたとするものであり、碑記に

株宏撰「重修上方寺鑿放生池記」

吳應賓撰「杭州上方寺放生池碑記」（共に『雲棲記事』所収）

があつて、それまでの詳しい事情を知ることができる。

蓋肇建後梁貞明七年、而國朝景泰四年、僧以難事作散去、寺隨廢、漸蠶食爲民居、僅存者什一、優婆塞沈善能者、蘆其中、嘉靖二十三年、尙寶卿六橋徐公、得請於官佃爲圃、公無子、以男女、遺命還寺、女孝且賢、持契歸王氏、遵父囑、以畀雲棲、遂復爲僧地如初、無何、王謝世、居士化卿宋君、聞其義而高之、化卿以世祿之裔、砥德礪行、樂善不厭、迺輸金贍二子、更與之契、予亦罄衣資、偕善信、旁臚其故址若干、
（「重修上方寺鑿放生池記」）

すなわち、その創建は後梁貞明七年（九二二）、明の景泰四年（一四五三）以後ほとんど民居に占有されてしまっていたものを、嘉靖二十三年（一五四四）に有志の手によつて復興されはじめ、それに株宏も加わつて放生池を作つたという。その前身は

¹³

上方院、後梁正明七年錢氏建、舊額上方多福院、大中祥符改賜今額、
（『咸淳臨安志』卷七六）

とある「上方院」のことと思われる。

〔長壽庵〕

株宏撰「北門長壽庵放生池記」を載録するのみ。

（『武林梵志』卷一）

長壽庵、在溜水橋西、僧株宏重建、内鑿放生池、又北門長壽庵、亦鑿放生池、皆自爲記、

（萬曆『錢塘縣志』卷一〇 紀制）

長壽庵、在武林門内、卽祥鸞院址也、後唐清泰元年錢氏建、宋元來久廢、明萬曆三十四年、蓮池大師募紳士贖之、爲放生池、建庵名長壽、

として「北門長壽庵放生池記」（株宏 萬曆二十八年記）を載せる。

（康熙『杭州府志』卷三五）

長壽庵、在武林門内、卽翔鸞院舊址、後唐清泰元年錢氏建、宋元以來院久廢、明萬曆閒、蓮池大師募紳士贖其故處、爲放生池、遂改今額
（嘉靖仁和縣志）
（光緒『杭州府志』卷三四 寺觀）

上方寺同様、株宏が重建し放生池を鑿つたとするものである。これについても碑記として株宏撰「北門長壽庵放生池記」があり、

歲乙未、予演圓覺於佛國山之南屏、南屏故有池、當其三門、一時主會諸名公捐貲贍而出之、

と見えていて、株宏のすすめによつて諸方の人々が協力して庵と放生池を購入したことが知られる。康熙・光緒両『杭州府志』の記事は、共にこの記述によつたものであろう。ただ碑文にはその前身について記すところはないが、両『杭

州府志」に「後唐清泰元年錢氏建、宋元以來院久廢」とあり、光緒『杭州府志』が典拠として示す嘉靖『仁和縣志』に翔鸞院、在武林門裏、後唐清泰元年錢氏建、舊名普光、天聖閒重修、宋治平二年改賜今額、建炎三年燬、咸淳三年重建、今廢、とみえる「翔鸞院」である。なお嘉靖『仁和縣志』は『咸淳臨安志』の記事を引く。

(嘉靖『仁和縣志』卷一二)
(『咸淳臨安志』卷七六)

翔鸞院、在餘杭門裏、後唐清泰元年錢氏建、舊名普光、天聖閒重修、治平二年改賜今額、建炎三年燬惟佛殿存、其後次第興建、咸淳三年始告備、

ところでこの上方寺と長壽庵は萬曆『錢塘縣志』に於いて連記され、また吳応賓撰『杭州上方寺放生池碑記』にも雲棲放生池、肇自古上方之中興、而長壽庵繼之、

と見え、さらに朱宏撰『北門長壽庵放生池記』にも

既而予復鑿池上方、既而北門有園、園有池、復贍之、園距上方南北相望者半拘廬舍、而城內有二放生池矣、

とあることから、両者は明末萬曆年間より、いわば雲棲寺の杭州城内における放生実践の場として新たに展開していく寺庵と見られる。そしてこの状況は、

雲棲寺有別院二、曰長壽院、同燬於兵師、募葺數楹關竹圃十萬个濬池沼修放生、故事萬鱗唼沫、活潑潑地爲城中最勝地、曰上方寺、在駐防旗營劫後、寺基圈入將軍署、力不能爭、復適丁竹舟松生昆仲議、新龍興寺延師、兼主其地、寺故有唐尊勝幢蕪、沒草萊中、師堅議拓地數畝、樹經幢於中庭、於是締精廬、樹花木、儼還九曲觀燈之勝、

(金日修撰『雲棲寺瑞真和尚傳略』光緒一〇年(一八八四))

とみえるように、雲棲寺別院として清代にも受け継がれ、さらに展開していく。ただし光緒『杭州府志』には上方寺の記事はなく、長壽庵についても明末の記事を載せるだけである。

〔孝義庵〕

在菜市橋西、卽古無礙庵故址、萬曆閒、禪師株宏重建、方伯吳公及郡邑長各助資給劄、名孝義無礙庵、方伯郭子章

匾曰超塵、司馬宋應昌記、

として宋応昌撰「菜市橋重建孝義無礙庵記」を載録。

孝義庵、菜市橋西、卽古無碍庵址、明萬曆閒重建、大司馬邑人宋應昌記、

として宋応昌撰「菜市橋重建孝義無碍庵記」を載録。

在菜市橋西、卽古無礙庵、明萬曆閒重建、蓮池大師室人湯氏安禪處也、宋應昌有記仁和縣志、

(光緒『杭州府志』卷三四 寺觀)

碑記としては各志とも挙げている宋応昌撰「菜市橋重建孝義無碍庵記」(萬曆三四年)『雲棲記事』附「孝義庵錄」所収¹⁷があり、その経緯についてさらに詳しく知ることができる。

嘉禾朱公子衷純、追厥先大夫銀臺虞葑先生遺意、首事構庵、而予與一時宰官居士比丘某某從臾焉、累百金、買趙氏故宅、宅苦隘、水文學施傍屋一楹附益之、(略)按府志、菜市橋西、有古無碍庵、其後漸沒入於民家、徒而北、里之耆氓告予以此地正庵之舊址、久湮忽興、殆天意、非人力、而義以孝不虛、孝以義不泯、若交相成而不相悖、乃沿古證今、合而顏之曰孝義無碍庵、

すなわち、出家した株宏の夫人湯氏の修禪の居として、多くの官吏や知識人・僧尼の布施によつて趙氏の故宅を買ったもので、その名は以前この付近にあつたがすでに民家に紛れてしまつた無碍庵により、孝義を冠したという。つまりその前身は

無礙院、在舊親事榮東菜市橋西、舊爲西北流寓崇福庵、淳熙四年移請今額、

無礙庵、在親事榮東門南、旧爲西北流寓崇福庵、淳熙四年移請今額、

(嘉靖『仁和縣志』卷一二)

(『咸淳臨安志』卷七六)

と見える「無碍庵」である。また「孝義庵錄」には規約も載せられており、以後尼庵として活動していた。

(『武林梵志』卷一)

(康熙『杭州府志』卷三五)

以上三ヶ所が明末重建に際した碑文も見ることができ、明末の雲棲寺（或いは株宏というべきかもしないが）と密接な関係にあった寺庵として確認できるものであるが、この他にも、地方志の記事で雲棲寺と係わりの認められるものがあるので次にあげておく。

〔蓮居庵〕

蓮居庵、古延壽庵¹⁸、萬曆六年里人虞淳熙建饑室、紹覺法師安居、虞淳熙載錢塘志曰、廣承字紹覺、雲棲宏命之代講於天台、吳用先記上人卽雲棲首座、

（『武林梵志』卷一）

蓮居庵、卽延壽院、在土橋東北、五代吳越王建、後燬、明萬曆六年大覺鑑禪師重建、嗣後歷有紹覺新伊本金省石、及今式如相繼弘教、詳載郡縣志、

（康熙『浙江府志』卷一〇）

蓮居庵、^{ママ}上橋東延壽庵址、燬於兵、明萬曆閒、里人虞淳熙建饑室、延紹覺法師結禪於此、方岳吳公額今名、

（康熙『杭州府志』卷三五）

（光緒『杭州府志』卷三四）

〔福勝院〕

福勝院、在安樂山麓西湖志、天福閒吳越王建、宋僧因本澄重興達寺栽梅邁子山、嘗題其院、元末兵燬、明萬曆中、雲棲僧大善購址、結茅三楹、顏曰豁巢、崇禎閒、改古復勝院西谿梵隱志¹⁹、

（光緒『杭州府志』卷三五）

〔古法華寺〕

古法華寺、在西溪之東法華山下西湖志、明隆萬閒、雲棲株宏以雲閒鄭昭服所捨園宅爲常住、址在龍歸徑北約八畝有奇、初號雲棲別室、俗名鄭庵、崇禎癸酉秋、郡守龐承寵給額、稱古法華寺西谿梵隱志²⁰、

として吳應賓撰「古法華寺記」を載録。

〔曲水庵〕

（光緒『杭州府志』卷三五 寺觀）

曲水庵²¹、在正等院左西湖志、即古清化寺舊址、明崇禎初、雲棲僧古德建、四圍並闢水映竹長河繁達匯爲放生池康熙縣志、
(光緒『杭州府志』卷三五 寺觀)

〔慈覺庵〕

慈覺庵、萬曆中、僧性禪構精舍、號省庵、崇禎己卯、僧智養母其中、雲棲古德法師爲改名慈覺、謂其孝行可方古慈覺法師云西谿梵隱志²²

〔永慶庵〕

永慶庵、在直塢、萬曆閒觀音橋南小寺僧建、順治九年雲棲別室僧復興之西谿梵隱志²³

〔餘庵〕

餘庵、在東里坊、明萬曆丙辰、地現榮光、涌銅佛一、觀者驚異、五臺僧含容、即其地、誅茅鋤礫、構精藍焉、其後里人成肇毅・盧琦、共鼎新之仁和縣志、國朝嘉慶癸亥、得東城餘庵、爲余姓所捨池大可二三畝、即卜此爲課佛放生所、時以小雲棲名雲棲法彙

(光緒『杭州府志』卷三四 寺觀)

これらによつて、明末より始まつた雲棲寺の活動は、単に雲棲寺や株宏が直接係わつた上方寺・長壽庵だけにとどまらず広く杭州全体の寺庵に及んでゐること、またそれは清代に入つてからも続いていることが認められる。

四 雲棲寺免役記

明末の雲棲寺に関するものとしてさらに次の碑記がある。

雲棲寺免役記

劉夢謙

(康熙『錢塘縣志』卷二七 金石の項)²⁴

雲棲寺碑、(略)崇禎十五年、雲棲寺免差役碑、劉夢謙撰、王道焜書、葛寅亮篆、又免役碑、王輔撰、又徐嵩撰

(光緒『杭州府志』卷九七 金石の項)

とあるもので、『雲棲志』には次のように記す。

雲棲寺免差役碑、明崇禎十五年劉夢謙撰、王道焜書、葛寅亮篆、見武林訪碑錄、及杭州府志、按道焜仁和人、明天啓辛酉舉人、官同和、寅亮字屹瞻、錢塘人、明萬曆庚子解元、辛丑進士、官戶部侍郎、著有周易湖南講葛司農集及治安策造適集篠爾集諸書、雲棲寺免役碑 凡二、一爲明王輔撰、一爲明徐嵩撰、見武林訪碑錄、及杭州府志、按王輔新登人、明正統時歲、貴高州訓導、

これによつて

雲棲寺免差役碑 明崇禎十五年、劉夢謙撰、王道焜書、葛寅亮篆、

雲棲寺免役碑 明王輔撰

雲棲寺免役碑 明徐嵩撰

という雲棲寺の免役に関する三碑の存在が知られる。ただ光緒『杭州府志』・『雲棲志』ともその本文は載録していないが、萬曆『錢塘縣志』紀文 記の項に

劉夢謙 雲棲免役碑記

文王輔 雲棲免役入誌記

徐嵩 雲棲免役入誌記

として、それぞれの文章がみられる。崇禎十五年（一六四二）の碑記が萬曆三七年（一六〇九）に編纂された萬曆『錢塘縣志』に載録されているのはいささか奇異であるが、これは

既記之碑、仍載之誌、
(文王輔 「雲棲免役入誌記」)

俱得蠲免、亦既勒石、可垂不朽矣、惟是邑乘、未卽紀載、諸紳猶鰥鯈焉慮之、徵言於予以入乘、

(徐嵩 「雲棲免役入誌記」)

と記されていることから、この碑の作成された時に追加載録されたものと思われる。
さて、碑記によれば、

師（株宏）雖逝逝十年、諸佛子遵之弗諼、故人人欽之、然本寺無業、向無一人疏募於外、日用齋供、皆資于四方諸紳士及檀護、因而諸紳士聚謀曰、糧來於外、皆喜捨自來、固不勞而至、薪產於山、舍近而求遠、不亦拙且勞、共捐資鬻山一十七頃、捨寺以供爨給、則是寺無業而有業、有業而受業之累焉、里役之汎擾所繇來矣、（略）諸紳士覩其成不忍覩其毀、貽其利不忍貽其害、其懇予行于下邑申之上臺、勒石永杜役擾、（略）里役甘結依准、附卷訖仍行錢塘縣入誌、永免著爲定例、

と、株宏の没後、寺院維持のために諸紳士が出資して山地十七頃余を購入し、寺に捨して常住としたが、それに対する課役を憂い、その免除を願い出てかなえられたものである。

なお、『雲棲志』には、雲棲免役碑記の撰者劉夢謙について何も記されていないが、

崇禎庚辰三月、昭慶寺火、是年及辛巳・壬午、洩饑、民強半餓死、（略）時杭州劉太守夢謙、汴梁人、鄉里抽豐者、多寓西湖、日以民詞饋送、

（『陶庵夢憶』卷七 西湖香市の項²⁵）

とあり、崇禎十五年（一六四二）当時、杭州太守であった人物である。また、劉夢謙撰「雲棲免役碑記」に「各憲聰賴蓮師」とあるように、関係地方官の多くが株宏と交流のあつたことが知られる。免役をめぐっての地方官僚と寺院との関係も興味深い点である。

五 結びにかえて

最後にこれらの資料から僅かに窺える実状の一端を指摘して結びにかえることとする。
まず、雲棲寺の明末における展開が、前掲の株宏関係論文に示される株宏の宗教活動によるところの大きかったこと、

そしてそれは雲棲寺だけにとどまらず、杭州の他の寺院にも影響を及ぼしており、そこには特に株宏が勧めた放生の流行との関係が浮びあがる。²⁶また、雲棲寺をはじめとする関係寺庵には、その来歴を五代から宋代にかけての創建或いは賜額の庵院とするものが多いが、それは名称やその跡地を継承するだけであって、実状としてはこの時の創建とみられる。宋代に賜額された寺庵の以後の繼承形態を示すものとして留意しておかねばならない点である。

一方、寺院経済という面では、雲棲寺免役碑の存在によって、税制上特別な配慮を受けていたことが認められた。明代の寺院に対する課役については、中期以後、およよそ成化ごろより課徵がきびしくなって、その傾向は明末から清初へと加速され、寺院存廃にも大きな影響を与えたことが指摘されている。²⁷したがつてここに雲棲寺の課役が免ぜられていることは、以後の雲棲寺の展開と少なからず関係があつたと思われる。寺院活動とその経済的基盤との関係を探る手掛りとなろう。

周知の如く杭州の仏教は、五代吳越国時代に歴代国王の崇信によつて発展し、宋代、殊に南宋時代には都となつたことから一層盛んになつた。この間に多くの寺院が建立されたが、中でも靈隱寺・淨慈寺・天竺寺などは、南宋以後、五山の中に挙げられ、杭州を代表する大刹として知られている。²⁸

本稿は雲棲寺に関する資料を列挙しただけであるが、そこにはこれら宋代以来の名刹とは別に、明末に新たな展開をみせた杭州寺院の動静の一端がおぼろげながら浮かんでくるように思う。これを手掛りとして、さらに実態の把握に努めたい。

註

- 1 野上俊静氏「明初の僧道衙門」（『大谷学報』二七巻一号 一九四八）
龍池 清氏「明初の寺院」（『支那仏教史学』二卷四号 一九三八）

同 「明代の僧官」（『支那仏教史学』四巻三号 一九四〇）

清水泰次氏 「明代における佛道の取締」（『史学雑誌』四〇巻三号 一九二九）

同 「明代佛道統制考」（『東洋史会紀要』二号 一九三七）

滋賀高義氏 「明初の法会と仏教政策」（『大谷大学研究年報』一二集 一九六八）

間野潜龍氏 「明代文化史研究」（一九七九）第三章第一節「明初の仏教政策」等参照。

2 雲棲寺を扱った寺志としては『雲棲記事』と『雲棲志』がある。

『雲棲記事』清 欠名輯（光緒中刊 武林掌故叢編第三集 中國佛寺志初集 所収）

項目として、盛典恭紀、山図、碑記、古跡、僧約、錄賢（附宗派）、題咏（附對聯）、統紀附刻刻からなり、卷末に孝義無碍庵錄を附す。

『雲棲志』十巻首一巻 項士元撰（民國二三年（一九三四）刊）

項目として、沿革、山川、梵刹、勝跡、塔墓、古物、規制、禪德、名賢、物産、文芸、志余からなり、卷首には山門、大殿の写真・地図・院内見取図などがある。本文に紹介した『支那文化史蹟』と併せ、当時の様子を知ることができる。但し、載録されている碑記などを『雲棲記事』と比較対照すると異同も少なくないので注意を要する。

3 高雄義堅氏 「雲棲株宏と明清仏教」（『中国仏教史論』法藏館 一九五二）

4 大浦正弘氏 「明代仏教に関する一考察——雲棲株宏とその叢林の社会思想史的研究——」（『北陸史学』七号 一九五八）

荒木見悟氏 「雲棲株宏の研究」（大蔵出版 一九八五）参照。

5 『武林梵志』一二巻 明吳之鯨撰（『四庫全書珍本四集』『中国仏寺志一集』所収）明の萬曆中に撰した杭州寺院総志である。なお撰者吳之鯨は、萬曆『錢塘縣志』巻首 凡例に「就正」としてその名が列せられ、また『同』巻首に彼の撰文「錢塘縣志敘」が載録されていることから、萬曆『錢塘縣志』の編纂に係わっていた人物であることが知られる。

萬曆『錢塘縣志』一〇巻 明董心湯纂修（光緒十九年武林丁氏據萬曆三十七年本重刊本 武林掌故叢編所収）

康熙『錢塘縣志』三六巻 清魏嶼修 清裘璉纂（康熙五十七年序刊本）

康熙『杭州府志』四〇巻 清馬如龍纂修（康熙二十五年刊三十三年序補刊本）

光緒『杭州府志』一七八巻 清龔嘉儀修 清吳慶垣纂 民國十一年至十五年排印本）

6 「乾祐」は五代後漢の年号。しかし三年（九五〇）までであつて五年はない。『咸淳臨安志』の当該項（本文参照）にみえる「乾徳」の誤りと思われる。

7 嘉慶『大清一統志』五六〇巻 清嘉慶二十五年奉敕撰

『咸淳臨安志』一〇〇巻（原欠四巻）宋潛說友撰（道光十年錢唐汪氏振綺堂據宋本重刊本）

康熙『浙江通志』五〇巻 清施維乾等修 清張衡等纂（康熙二十三年刊本）

『雲棲志』では、沿革・芸文等に分散して載録されている。

11 撰文の年次は不明であるが、撰者馮夢禎の没年が萬曆三十三年（一六〇五）であるから、それ以前ということになる。なお没年は「南京國子監祭酒馮公墓誌銘」（『牧齋初學集』卷五一所収）による。

12 雲棲寺に関する萬曆『錢塘縣志』の記事について若干触れておきたい。

13 明清時代の地方志で、雲棲寺を株宏の建庵として最初に掲げる萬曆『錢塘縣志』は萬曆三十七年の編纂であつて、まさに株宏は「南屏國子監祭酒馮公墓誌銘」（『牧齋初學集』卷五一所収）による。

至如山人邵重生・僧雲棲株宏・昭慶傅如・南屏大壑、攷古選勝、與有勞焉、

と見えるように株宏自らもその編纂に加わっていた。したがつて雲棲寺の明末の動向を述べる記事は同時代の資料として有用と考えられる。しかし不可解な点がない訳ではない。

是役也、爲紀者十、爲目者四十有九、權輿於己酉歲重五日、告成於重九日、

（萬曆『錢塘縣志』卷首 凡例）

とあるように、萬曆『錢塘縣志』は萬曆三十七年五月から九月にかけての編纂であるから、それまでに撰された碑記五種（本文参考）はすべてその存在が確認されているはずである。しかしそのなかで陶望齡撰「杭州雲棲禪院法堂記（萬曆三七年三月三日）」（五種の内著作年のわかるもので最も遅い時期の撰文）・董其昌撰「重建雲棲禪院碑記（萬曆三三年）」を載録するのみで、先に述べたように雲棲寺の來歴を最も詳しく記していく、ほぼ同時期の編纂である「武林梵志」にもひかれ、さらに後の多くの地方志にも引用されている株宏撰「重建雲棲禪院碑記（萬曆五年）」と、同じく株宏撰「復古雲棲寺記（萬曆三七年正月）」は載録されていない。

また、雲棲寺の名の由来について、萬曆『錢塘縣志』には「掘地有碑、即古雲棲寺」と見えているが、株宏が撰した碑文にはまったくそのことが触れられていないばかりか、却つて「復古雲棲寺記」では、別の状況を述べている（本文参照）。株宏が編纂に携

- わつてゐるにも係わらずこのような事柄の見られることに興味を覚える。一寺院の記録ではあるが萬曆『錢塘縣志』編纂上の問題点として指摘しておく。
- 13 「貞明」の誤りであろう。
- 14 「祥」は他志にみえる「翔」と音通による誤記と思われる。
- 15 嘉靖『仁和縣志』一四卷 明沈朝宣纂修（光緒十九年武林丁氏據嘉靖二十八年本校刊 武林掌故叢編所収）
- 16 『雲棲記事』續紀附刻 所収。
- 17 他に朱宏撰『遺囑』（萬曆三四年）、「囑餘」（萬曆三九年）『『雲棲記事』附「孝義庵錄」所収）も参考になる。なお、文中の朱公子喪純・水文学がそれぞれ朱懋正・水深甫なる人物であることが、「遺囑」の記事によつてわかる。
- 18 「延壽庵（院）」とは『咸淳臨安志』卷八一に「延壽院、應順元年（九三四 後唐）、吳越王建」とみえるものと思われる。
- 19 『西谿梵隱志』卷四 清吳本泰撰。『同』卷二 紀刹 古福勝院の項参照。なお『同』卷四 紀文に顧簡撰『古福勝院記』がみえる。
- 20 『西谿梵隱志』卷二 紀刹 古法華寺の項参照。『同』卷四 紀文に吳應賓撰『復古法華寺碑記』がみえる。
- 21 『西谿梵隱志』卷二 紀刹 曲水庵の項参照。
- 22 『西谿梵隱志』卷二 紀刹 慈覺庵の項参照。『同』卷四 紀文に釋大賢撰『慈覺庵記』がみえる。
- 23 『西谿梵隱志』卷一 紀刹 永慶庵の項参照。
- 24 ここには免役記として今ひとつ何欽撰『靈芝寺免役記』があげられている。
- 25 『西湖夢尋』卷一 昭慶寺の項に「張岱西湖香市記」として同文がみえる。
- 26 夫馬進氏「善会、善堂の出発」（『明清時代の政治と社会』一九八三）
- 27 小笠原宣秀氏「中国近世淨土教史の研究」（百華苑 一九六三）参照。
- 清水泰次氏「明代土地制度史研究」（大安 一九六八）所収「明代の寺田」
- 野口鉄郎氏「明代寺田の税役と砧基道人」（『仏教史学』一四卷二号 一九六八）
- 蔡貴九氏「明清的寺田」（『南開史学』一九八〇年第一期）
- 竺沙雅章氏「明代寺田の賦役について」（『明清時代の政治と社会』一九八三）参照。

田如成撰『西湖遊覽志餘』卷一四 参照。

また杭州の寺院に関する論考としては、

春日礼智氏「西湖の寺院と淨土教」(『日華佛教研究会年報』二巻 一九三七)

竺沙雅章氏「宋元時代の杭州寺院と慈恩宗」(『中国近世の都市と文化』一九八四)などがある。